

田村市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例
に係る事業実施の手引き

令和7年4月1日 施行

田村市 総務部 企画調整課

目 次

1	条例制定の背景	2
2	目的（条例第1条）	2
3	用語意義（条例第2条・規則第2条、第3条）	3
4	事業者の責務（条例第3条）	3
5	土地所有者等の責務（条例第4条）	3
6	適用範囲（条例第7条）	4
7	事業禁止区域（条例第8条）	4
8	抑制区域（条例第9条・規則第4条）	5
9	事前協議（条例第10条・規則第5条）	7
10	事前計画標識の設置（条例第11条、規則第6条）	7
11	説明会の実施（条例第12条、規則第7条）	8
12	届出（条例第13条、規則第8条）	9
13	事業終了後の措置（条例第14条、規則第9条）	9
14	適正な維持管理（条例第15条、規則第10条）	10
15	標識の設置（条例第16条、規則第11条）	11
16	報告の徴収及び立入検査（条例第17条、規則第18条）	11
17	指導または助言（条例第19条）	11
18	勧告（条例第20条）	11
19	命令（条例第21条）	12
20	公表（条例第22条）	12
21	国及び県への報告（条例第23条）	12
20	附則	12

1 条例制定の背景

国では、環境負荷の少ない循環型社会の構築に向け、再生可能エネルギーの有効利用を推進するため、固定価格買取制度（F I T制度）を導入し、再生可能エネルギーの普及を図ってきました。

一方で、太陽光発電設備の設置については、不十分な施工による災害発生の恐れや、立地地域での住民等とのトラブル、森林伐採による自然や景観の破壊、事業終了後の設備放置に係る懸念等が課題となっております。

本市においては、太陽光発電設備の設置が増加傾向でありましたが、令和2年度の太陽光発電事業計画策定ガイドライン（資源エネルギー庁）改訂後、F I T制度の認定件数が減少している一方で、非F I Tの太陽光発電設備の設置が著しく増加しております。

このような状況等を踏まえ、太陽光発電事業の規制を目的とするものではなく、自然環境や景観、地域住民、災害などに配慮した再生可能エネルギー発電事業とするため、本条例及び施行規則を制定するものです。

この条例等により、事業計画の策定段階から事業終了・設備撤去までの事業期間において、市・事業者・市民・土地所有者等の責務などの必要事項を定め、事業実施前の住民説明会の実施や助言、指導、勧告及び公表など市の権限等を規定し、適切な事業の推進を図っていくものです。

2 目的（条例第1条）

この条例は、太陽光発電設備の設置による自然環境、生活環境及び景観等に及ぼす影響並びに災害の発生が危惧されることに鑑み、太陽光発電設備の設置及び管理について必要な事項を定めることにより、地域と調和する太陽光発電事業の普及を図り、併せて本市の良好な環境の保全及び災害の防止並びに市民の安全で安心な生活の確保を目的としております。

3 用語意義（条例第2条・規則第2条、第3条）

太陽光発電設備	太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
事業	太陽光発電設備を設置して発電を行う事業（当該設備の設置に伴う立竹木の伐採並びに切土、盛土及び埋立て等の造成工事を含む。）をいう。
事業区域	事業の用に供する一団の土地（継続的又は一体的に事業を実施する土地を含む。）をいう。
事業者	事業を実施する者（契約により事業の実施を請け負う者を含む。）及びその地位を承継した者をいう。
土地所有者等	事業区域の土地所有権その他の使用又は収益を目的とする権利を有する者をいう。
地域住民等	・ 事業区域が活動範囲に含まれる地方自治法第 260 条の 2 に規定する地縁による団体その他これに類する団体 ・ 事業の実施により影響を受けることが懸念される農林業その他の産業を営む者で組織する団体 ・ 事業の実施により影響を受けることが懸念されると市長が認めるもの

4 事業者の責務（条例第3条）

事業者は、事業の実施に当たり、この条例及び関係法令等を遵守し、地域住民等の理解を得るとともに、自然環境、生活環境及び景観等の保全に支障が生じないように、常時安全かつ良好な状態を維持しなければなりません。

事業者は、事業の実施に係る苦情、被害及び紛争が生じたときは、自らの責任と負担において解決に当たらなければなりません。

5 土地所有者等の責務（条例第4条）

土地所有者等は、事業により自然環境、生活環境及び景観等を害することがないように当該土地を適正に管理しなければなりません。

土地所有者等は、自然環境、生活環境及び景観等を害するおそれがある事業を行う事業者に対して、当該土地を提供することのないよう努めなければなりません。

6 適用範囲（条例第7条）

総発電出力が**10kw以上**の事業（F I T・非F I T含む、すべての太陽光発電設備）に適用されます。

ただし、建築物に設置する事業及び工場の環境施設として設置する事業は適用外となります。

※ 実質的に同一と認められる事業者が同時期又は近接した時期に、実質的に同一と認められる場所で行う場合は、合算した発電出力で適用となります。

また、既に施工が完了し、又は施工中である事業の太陽光発電設備の変更等を行う場合は、適用となります。

7 事業禁止区域（条例第8条）

下記の区域においては、事業を実施することができません。

なお、禁止区域に事業区域の一部が含まれる場合についても原則、事業を実施することができません。

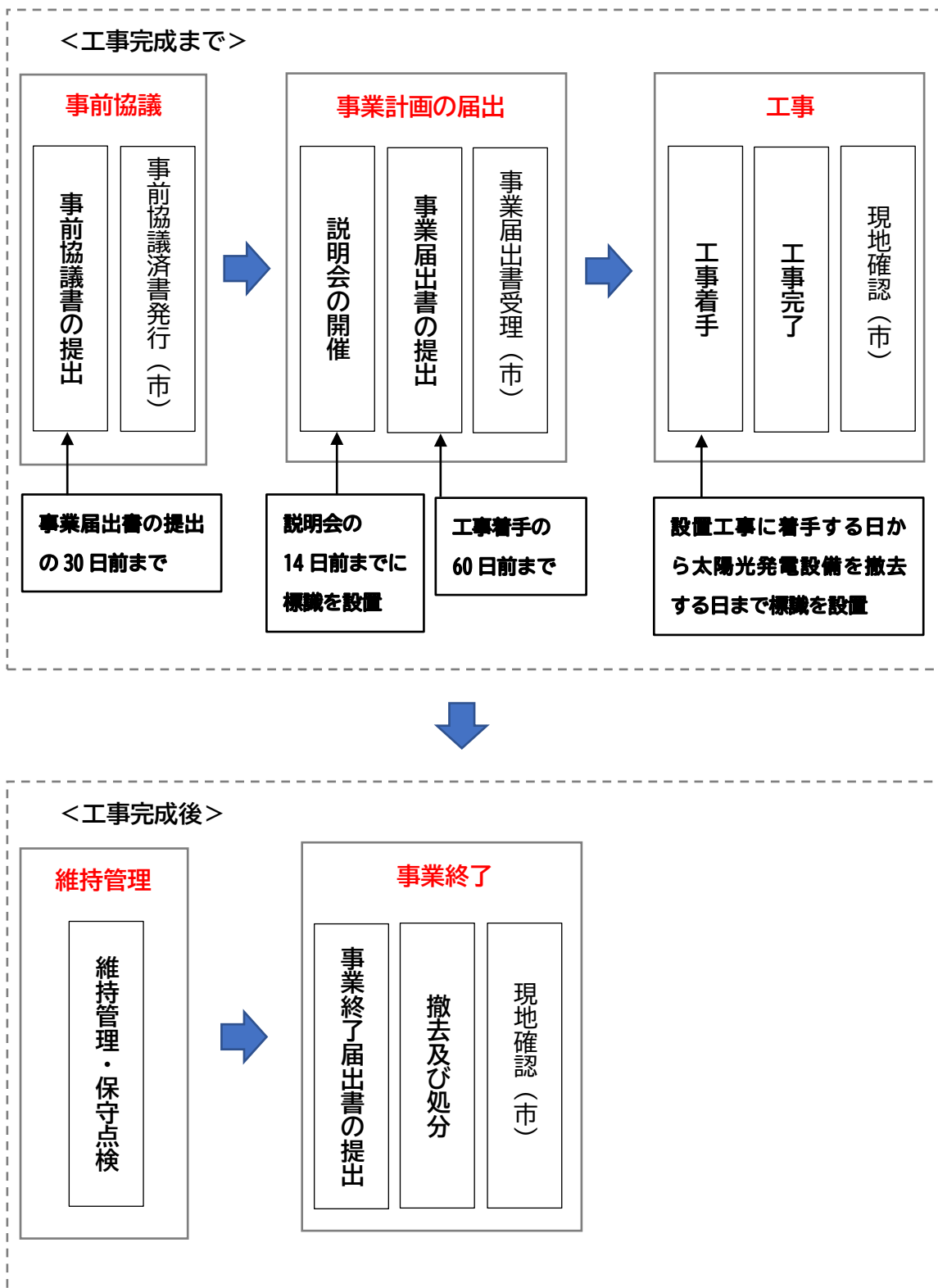
禁止区域	行政機関（担当部署・お問合せ先）
砂防指定地	県 県中建設事務所 河川砂防課 024-935-1438
保安林	県 森林保全課（保安林担当） 024-521-7442
地すべり防止区域	県 県中建設事務所 河川砂防課 024-935-1438
急傾斜地崩壊危険区域	県 県中建設事務所 河川砂防課 024-935-1438 市 建設課 0247-81-2513
土砂災害特別警戒区域	県 県中建設事務所 河川砂防課 024-935-1438 市 建設課 0247-81-2513

8 抑制区域（条例第9条・規則第4条）

下記の区域は、太陽光発電設備の設置が望ましくないと認める区域で事業を実施しないよう協力を要請します。

抑制区域	行政機関（担当部署・お問合せ先）
河川区域	県 三春土木事務所 業務課 0247-62-3152
河川保全区域	市 建設課 0247-81-2513
土砂災害警戒区域	県 県中建設事務所 河川砂防課 024-935-1438 市 建設課 0247-81-2513
都市計画法用途地域	市 都市計画課 0247-82-1114
県立自然公園の区域	県 県中地方振興局 県民生活課 024-935-1295 市 都市計画課 0247-82-1114
風致地区	市 都市計画課 0247-82-1114
鳥獣保護区の区域	県 県中地方振興局 県民生活課 024-935-1295
国指定史跡名勝天然記念物	市 生涯学習課 0247-81-1215
県指定史跡名勝天然記念物	
市指定史跡名勝天然記念物	

■ 標準的な手続きの流れ



9 事前協議（条例第10条・規則第5条）

事業者は、市との事前協議を期間に余裕を持って行ってください。事前協議により、市は予め事業計画を把握し、必要な手続きや説明会を実施する地区等を確認します。また、事前協議が整った後に、市から事前協議済書（様式第3号）を交付します。

【提出書類】

- (1) 事前協議書(様式第1号)
- (2) 事業者を証明する書類
- (3) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第4項の規定により認定を受けた場合は、その事業計画等の写し
- (4) 位置図
- (5) 事業区域及びその隣接地の公図又は地籍図
- (6) 事業区域の土地の登記事項証明書
- (7) 事業区域調書(権利者一覧表)(様式第2号)
- (8) 現況図(平面図及び縦横断図)
- (9) 現況写真(事業区域内及びその周辺の状況が分かるもの)
- (10) 土地利用計画図(平面図及び縦横断図)
- (11) 工作物設計図(平面図、立面図、断面図及び構造図)
- (12) 造成計画図(平面図及び縦横断図)
- (13) 排水計画図(平面図)
- (14) 資力があることを証する書類(残高証明書、融資証明書、法人の登記事項証明書、納税証明書等)
- (15) その他市長が必要と認める書類

10 事業計画標識の設置（条例第11条・規則第6条）

事業者は、地域住民等に事業の計画を公開し、周知するため、説明会を行う14日以上前から説明会を行う日まで、事業区域内の道路に面した見やすい場所に標識を設置してください。

標識は、様式第4号を使用してください。

11 説明会の実施（条例第12条・規則第7条）

事業者は、事前協議が整ったときは、届出をする前に、地域住民等に対し、説明会を開催し、地域の特性を踏まえ、地域住民等の同意を得なければなりません。

説明会は、地域住民等が参加しやすい日時、場所で必ず1回以上開催してください。説明内容は下記のとおりです。詳しくは、様式第6号を確認してください。

【説明内容】

- (1) 事業計画の内容
- (2) 事業区域と周辺区域における自然環境、生活環境及び景観等の保全の措置に関する事項
- (3) 災害発生の防止に関する事項（排水設備の整備、傾斜地での安全対策等
- (4) 構造の安全性に関する事項
- (5) 事業期間中の安全管理に関する事項
- (6) 事業終了後の措置に関する事項
- (7) 質問・意見・要望とその対応
- (8) その他特記事項

※ 地域住民等

- ①事業区域に隣接する土地の所有者、占有者及び管理者、建物の所有者
- ②事業区域の境界から次の範囲の居住者及び事業を営む者
 - ・ 50Kw 未満の場合：100m 以内
 - ・ 50Kw 以上または抑制区域内の場合：300m 以内
- ③事業区域内及び隣接する土地に存する地方自治法第 260 条の 2 に規定する地縁団体（行政区等）

12 届出（条例第 13 条・規則第 8 条）

事業者は、事業に係る工事に着手しようとする日の 60 日前までに、地域住民等の同意書（様式第 7 号）を添えて市長に届け出てください。

また、事業の変更、事業者の地位承継を行う場合も届出が必要です。

【提出書類】

- (1) 事業届出書（様式第 5 号）
- (2) 説明会実施状況報告書（様式第 6 号）
- (3) 同意書（様式第 7 号）（条例第 12 条第 3 項の同意に係るもの）
- (4) 誓約書（様式第 8 号）
- (5) 事前協議の書類の内容に変更があった場合は、変更後の当該書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

※ 変更の届出は、事業変更届出書（様式第 9 号）及び事業変更に関する計画の概要がわかる書類、図面等を市に提出してください。

※ 地位承継の届出は、事業承継届出書（様式第 10 号）を市に提出してください。

13 事業終了後の措置（条例第 14 号・規則第 9 条）

事業者は、事業を終了しようとするときは、事業終了届出書（様式第 11 号）を市に提出してください。

その際に、撤去及び廃棄物の処理に充てる費用の計画概要を市に提出してください。届出の後、速やかに太陽光発電設備を撤去し、関係法令等に従い、撤去により生じた廃棄物を適正に処理してください。

14 適正な維持管理（条例第15条・規則第10条）

事業者は、太陽光発電設備の適正な維持管理を行ってください。維持管理方法は下記のとおり実施してください。

(1) 安全対策
① 太陽光発電設備の敷地内に関係者以外の者が容易に立ち入ることができないよう、フェンスの設置等安全対策を取ること。ただし、営農型太陽光発電設備において、営農上支障が生じると判断される場合は、フェンスの設置等を省略することができる。
② 自然災害や事故、機器の故障等が発生した場合、速やかに対応できるよう緊急対応マニュアル等を作成すること。
③ 通学路等の周辺に太陽光発電設備を設置する場合は、児童等の安全確保に十分配慮した対策を取ること。
(2) 保守点検
① 事業区域の定期的な保守点検、除草及び清掃を行うこと。ただし、周辺環境の影響を考慮し、除草剤、殺虫剤その他の薬品は原則使用しないこと。
② 太陽光発電設備の設置により周辺環境の影響が認められた場合(事業区域からの雨水等の流出、発電施設からの騒音、振動、パネルの反射光等)は、速やかに改善措置を講ずること。
③ 調整池、地下浸透施設等が正常に機能するよう管理すること。
(3) 災害発生時の対応
① 災害その他の事由により太陽光発電設備又は災害防止施設等(溝、土留め等)が破損したときは、事業者は被害を最小限にとどめ、速やかに復旧又は撤去を行うこと。
② 豪雨の発生、台風の接近等に関しては、太陽光発電設備の敷地から土砂等の流出が発生していないか現場確認に努め、土砂等が流出した場合は速やかに撤去すること。

15 標識の設置（条例第16条・規則第11条）

事業者は、設置工事に着手する日から太陽光発電設備を撤去する日まで、事業区域内の道路に面した公衆の見やすい場所に標識を設置してください。標識の内容に変更が生じたときは、速やかに変更後の標識を設置してください。

標識は様式第 12 号を使用してください。

16 報告の徴収及び立入検査（条例第17条、第18条）

市は、条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な報告を求め、または、事務所や事業区域に市職員が立入りをを行い、書類等を検査する場合があります。

17 指導または助言（条例第19条）

市は、事業者に対し、事業の適正な実施のために必要な指導または助言を行うことがあります。

18 勧告（条例第20条）

市は、下記のいずれかに該当するときは、事業者に対し、適切な措置を講じるよう勧告する場合があります。

- (1) 事業禁止区域において事業を実施したとき。
- (2) 事前協議の指導または助言に従わないとき。
- (3) 必要な届出を行わない、または虚偽の届出をしたとき。
- (4) 事業を終了するときに届出を行わない、もしくは虚偽の届出をしたとき、または撤去若しくは適正な処理を行わなかったとき。
- (5) 立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、または質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

19 命令（条例第21条）

市は、下記のいずれかに該当するときは、事業者に対し、当該事業の停止を命じ、または太陽光発電設備の除却等の必要な措置を講じるよう命じる場合があります。

- (1) 事業禁止区域において事業を実施したとき。
- (2) 勧告に正当な理由なく従わないとき。

20 公表（条例第22条）

市は、命令を受けた事業者が正当な理由なく当該命令に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに当該命令の内容を公表するものとします。

21 国及び県への報告（条例第23条）

市は、公表を行った場合は、当該公表の内容及び公表の事実を国及び県に報告するものとします。この報告によって、国の固定価格買取制度（F I T制度）等に係る認定が取り消される場合があります。

22 附則

この条例は、令和7年4月1日から施行します。

この条例の規定は、この条例の施行日以後の事業に係る工事に着手する場合に適用します。

施行日前において、現に工事に着手している事業または工事が完了している事業については、事業内容の変更、事業者の地域承継の場合は届出が必要となります。

また、適正な維持管理、標識の設置、事業終了後の措置、報告の徴収、立入検査、指導または助言・勧告・公表、国・県への報告については、適用します。

太陽光発電設備の設置に係る各種法令等

R7.4.1現在

※以下は、代表的な法令等を記載しています。詳しくは各協議窓口へお問い合わせください。

番号	関係法令等	非線引都市計画区域内	非線引都市計画区域外	協議窓口
1	太陽光ガイドライン	田村市太陽光発電設備の適正な設置及び管理の関する条例に係る事業実施の手引き	田村市太陽光発電設備の適正な設置及び管理の関する条例に係る事業実施の手引き	田村市総務部企画調整課
2	国土利用計画法に基づく土地売買等の届出制度	5,000㎡以上の土地取引をする場合、届出が必要となります。 借地の場合、届出は不要です。	10,000㎡以上の土地取引をする場合、届出が必要となります。 借地の場合、届出は不要です。	田村市建設部都市計画課
3	公有地拡大の推進に関する法律に基づく届出制度	10,000㎡以上の土地を有償譲渡する場合、届出が必要となります。 借地の場合、届出は不要です。	該当なし	田村市建設部都市計画課
4	盛土規制法における規制区域	詳しくはお問い合わせください。	詳しくはお問い合わせください。	福島県県中建設事務所総務部行政課
5	土地区画整理法における計画区域	該当なし	該当なし	田村市建設部都市計画課
6	景観法における届出区域	築造面積が1,000㎡を超える場合は届出対象行為に当たる可能性がありますので協議が必要となります。	築造面積が1,000㎡を超える場合は届出対象行為に当たる可能性がありますので協議が必要となります。	福島県県中地方振興局泉民生活課
7	風致地区における規制区域	片曽根山風致地区 田村市船引町船引字山ノ内地内他	該当なし	田村市建設部都市計画課
8	都市計画法に基づく開発許可制度	建築物の建築の用に供する目的で3,000㎡以上の土地の区画形質の変更を行う場合に必要となります。 太陽光発電設備は建築物に該当しないので開発許可は不要ですが、大型のパワーコンディショナー等の付属設備は建築物に該当する可能性があるため協議が必要です。	建築物の建築の用に供する目的で10,000㎡以上の土地の区画形質の変更を行う場合に必要となります。 太陽光発電設備は建築物に該当しないので開発許可は不要ですが、大型のパワーコンディショナー等の付属設備は建築物に該当する可能性があるため協議が必要です。	田村市建設部都市計画課
9	建築基準法に基づく建築確認	No.8「都市計画法に基づく開発許可制度」に記載した付属施設がある場合は協議が必要です。	該当なし	田村市建設部都市計画課
10	ふくしま産業復興投資促進特区制度による固定資産税等の課税優遇	詳しくはお問い合わせください。	詳しくはお問い合わせください。	田村市産業部商工課
11	森林法に基づく林地開発許可（5,000㎡を超える場合）	5,000㎡を超える森林を伐採及び開発する場合、林地開発許可が必要です。	5,000㎡を超える森林を伐採及び開発する場合、林地開発許可が必要です。	福島県県中農林事務所森林林業部
12	森林法に基づく林地開発許可（5,000㎡以下の場合）	5,000㎡以下の森林を伐採及び開発する場合、小規模林地開発許可が必要です。	5,000㎡以下の森林を伐採及び開発する場合、小規模林地開発許可が必要です。	田村市産業部農林課
13	農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画区域内の農用地	地域計画区域内の農用地の場合、地域計画区域から除外する手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。	地域計画区域内の農用地の場合、地域計画区域から除外する手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。	田村市産業部農林課
14	田村農業振興地域整備計画書に基づく農用地	該当する場合は設置できません。詳しくはお問い合わせください。	該当する場合は設置できません。詳しくはお問い合わせください。	田村市産業部農林課
15	農地法に基づく農地転用許可	地目が農地の場合、農地転用許可申請等が必要です。詳しくはお問い合わせください。	地目が農地の場合、農地転用許可申請等が必要です。詳しくはお問い合わせください。	田村市農業委員会
16	田村市法定外公共物管理条例第4条に基づく占用等の許可	照会先住所に接する法定外道路に対し占用等（占用、工作物の設置、土地の掘削等）を行う場合には、田村市法定外公共物管理条例第4条に基づき、市長の許可が必要です。なお、法定外道路に該当するかどうかの確認及び、法定外公共物占用等許可申請書の提出先は各行政局産業建設係となります。	照会先住所に接する法定外道路に対し占用等（占用、工作物の設置、土地の掘削等）を行う場合には、田村市法定外公共物管理条例第4条に基づき、市長の許可が必要です。なお、法定外道路に該当するかどうかの確認及び、法定外公共物占用等許可申請書の提出先は各行政局産業建設係となります。	田村市産業部農林課 （各行政局産業建設係）
17	自然公園法及び福島県立自然公園条例における区域	該当なし	阿武隈高原中部県立自然公園	福島県生活環境部自然保護課 福島県県中地方振興局泉民生活課
18	文化財保護法に基づく届出	文化財・埋蔵文化財包蔵地。 詳しくはお問い合わせください。	文化財・埋蔵文化財包蔵地。 詳しくはお問い合わせください。	田村市教育部生涯学習課